

令和2年3月高砂市議会定例会

提案内容の概要説明

1. はじめに

本日ここに、3月定例会市議会を開催いたしましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提案内容の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

(スマートフォンアプリ)

高砂市公式スマートフォンアプリ「たかさごナビ」の配信を、1月10日から開始しました。

防災、防犯情報や、イベント開催予定、ごみの収集日など、市からのお知らせをプッシュ通知で配信していくほか、「くらし」「ごみ」「子育て・健康」「防災」など、市民の方々の生活に役立つ様々な情報を配信していきます。

(新型肺炎対応)

新型コロナウイルスの感染者が増加しております。本市におきましても関係部署による連絡会を開き、新型肺炎への情報共有と対応の確認を行っております。

市民病院においては、患者受入れに必要な備品類の準備を行い、受入体制の整備に努めているところです。

また、感染拡大を防止するため、消毒液の設置や市民への情報発信に努め、注意喚起してまいります。

（市民未来意識調査）

第5次高砂市総合計画の策定に向け、総合政策審議会、昨年実施した市民満足度調査や意見交換会等を通じていただいた意見をもとに、将来あるべき姿を示す基本構想の骨子案を作成しました。

現在、「高砂市民未来意識調査」を実施しております。市民の皆さまの思いや考え方を把握し、よりよい総合計画にするための基礎資料としたいと考えております。

（計画の策定）

今年度の計画の策定状況についてですが、高砂市教育大綱、第3期高砂市教育振興基本計画、第2期高砂市子ども・子育て支援事業計画、高砂駅南周辺整備基本計画は、策定いたしました。

また、高砂市立地適正化計画、高砂市公共施設保全計画を3月に策定する予定であります。

（市民病院改革推進委員会）

市民病院の経営形態のあり方について協議していただく市民病院改革推進委員会につきましては、

現在委員の選任を行っており、開催には至っておりませんが、庁内体制については1月21日付けで市民病院改革推進事務の兼務辞令を室長級の職員に対し発令しております。

年度内開催に向け努力してまいります。今後の進捗については、特別委員会等へ報告をしてまいります。

（新年度予算案の考え方）

新年度の予算案につきましては、市長任期の迫る中、新規の政策は極力排し、市民生活の安定確保を第一義に義務的経費、経常的行政運営経費及び継続的事業経費のほか当初予算に組み入れるべき事業について採択基準を設け、精査の上、所要の経費を計上いたしております。

その採択基準につきましては、次の5つの考え方に基づいて精査いたしました。

まず、1つ目が扶助費、人件費、公債費など義務的経費等、毎年の行政運営に必要不可欠な経常的な経費、2つ目が債務負担行為等複数年にわたる事業、3つ目が補助事業等、年度当初から事業を行わなければ事業執行に支障をきたす事業、4つ目が法的な制度改正に伴う事業、5つ目が緊急性が高く市民生活に影響が出る事業や急を要する

事業であります。

これらの考えのもとに編成しました予算案について、主要な事業を中心にご説明申し上げます。

2. 令和2年度予算の概要

まず、議会費では、開かれた議会推進事業におきまして、本会議をインターネットでライブ映像を配信するための委託料を計上しております。

総務費では、行政経営事業におきまして、高砂市民病院改革推進委員会の委員報酬等を計上しております。

東京2020パラリンピック聖火フェスティバル事業におきましては、イベントの運営等に要する経費を計上しております。

民生費では、障害者自立支援事業におきまして、障害者基本法に基づく「高砂市障害者計画」並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく「高砂市障害福祉計画兼障害児福祉計画」の策定に要する経費を計上しております。

人権推進事業におきましては、「高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画」の計画

期間の最終年にあたり見直すため、人権意識調査に要する経費を計上しております。

子ども・子育て支援事業におきましては、年々利用ニーズが増加している病児保育運営事業について、新たに市内民間医療機関において2箇所目となる実施施設への運営補助金を計上しております。

保育所等建設事業におきましては、認定こども園への移行のための整備事業としまして、米田保育園・幼稚園整備事業について、保育園舎の解体及び駐車場・園庭整備に必要な経費を、また、令和元年度より2箇年で実施しております曾根保育園・幼稚園整備事業について、既存園舎の改修及び駐車場・園庭整備に必要な経費を計上しております。

健康管理支援事業におきましては、令和3年1月から「被保護者健康管理支援事業」が生活保護法上の必須事業として施行されるにあたり、準備事務を委託する経費を計上しております。

商工費では、市内消費活性化事業におきまして、高砂市商業の活性化に関する条例に基づき策定した「高砂市商業活性化基本計画」の計画期間終了に伴い、第2次基本計画を策定するための経費を計上しております。

土木費では、橋りょう新設改良事業におきまし

て、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、対象となる橋りょうの補修設計及び補修工事に要する経費を計上しております。

消防費では、救急自動車購入事業及び救急業務高度化備品購入事業におきまして、老朽化した高規格救急車及び救急車積載の高度救命処置用資機材を更新する経費を計上しております。

教育費では、ALT活動事業におきまして、令和2年度より小学校の外国語の授業時間が増加するため、外国語指導助手を増員する経費を計上しております。

次に、特別会計であります。

国民健康保険事業特別会計では、オンライン資格確認等システム導入に伴うシステム改修経費、国民健康保険料のコンビニ収納導入に伴う経費を計上しております。また、特定健診事業として新たにインセンティブ提供と未受診者勧奨を行うための経費を計上しております。

介護保険事業特別会計では、介護保険事務事業におきまして、マイナンバーの連携項目の変更に伴うシステム改修委託料を計上しております。

広域ごみ処理事業特別会計では、広域ごみ処理

施設周辺整備事業におきまして、地元要望による梅井地区に新設する公園の実施設計、調査に要する経費及び周辺整備用地の将来の活用に向けた土壌調査に要する経費を、また、梅井地区内の既設公園の補修整備に要する経費を、地元自治会及び漁業協同組合へのコミュニティ支援及び漁業振興を目的とした補助金を計上しております。

水道事業会計では、建設改良費におきまして、他事業に関連した配水管布設替工事と鉛製給水管の改良工事に要する経費を計上しております。

下水道事業では、快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全の汚水整備、浸水被害防止のための雨水整備を進めております。汚水整備は令和元年度末に概ね完了予定であり、これに伴い令和2年度から、より効率的な組織を目指して組織の一部を統合します。

雨水整備では、ポンプ場建設費において、間の川ポンプ場主ポンプ機械設備工事等に要する経費を計上しております。

なお、令和2年度中に、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の3企業会計の経営について、適正かつ効率的な運営を目指した経営戦略を策定

いたします。

病院事業会計では、建設改良費におきまして、緊急対応に伴う機器の購入のための経費等を計上しております。

このような考えのもとに編成いたしました新年度の予算案は、一般会計、352億2,822万8,000円、特別会計、315億2,828万5,000円、企業会計、149億2,707万7,000円、全会計合計では、816億8,359万円であります。

3. その他提出議案

(1) 令和2年度分

本定例市議会には、先ほどご説明しました予算議案9件のほかに、事件議案3件、条例議案9件を提案しております。

まず、事件議案であります。

高議第10号から高議第12号につきましては、市道路線の認定、変更及び廃止することについて同意を求めるものであります。

次に、条例議案であります。

高議第13号につきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例において、会計年度任用職員制度の導入により、従来の報酬の区分を廃止することに伴い、必要な改正を行うとともに、図書館名誉館長（歴史文化推進員）の業務内容を整理し、報酬の額を変更するものであります。

高議第14号につきましては、高砂市職員の給与に関する条例において、人事院の給与勧告に基づく国家公務員の給与改定の考え方に準じ、住居手当の支給対象となる家賃額の下限及び手当額の上限を改定するものであります。

高議第15号につきましては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において、会計年度任用職員制度の導入により、フルタイム会計年度任用職員については、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことに伴い、給料を支給される職員の補償基礎額に係る規定を新たに追加するものであります。

高議第16号につきましては、高砂市印鑑条例において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行うもの

であります。

高議第17号につきましては、高砂市手数料条例において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付の事務に係る手数料を廃止するとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票及び戸籍の附票に係る文言について必要な改正を行うものであります。

高議第18号につきましては、高砂市国民健康保険条例において、持続可能で安定的な国民健康保険事業の運営に必要な保険料率の改定を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料の負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から賦課限度額を、経済動向等を踏まえ保険料の減額の対象となる世帯かどうかの判定に用いられる所得をそれぞれ見直したことに伴い、必要な改正を行うものであります。

高議第19号につきましては、高砂市市営住宅条例において、単身高齢者等の増加などにより連帯保証人を確保することが困難な傾向であることから連帯保証人の資格を見直すとともに、民法の一部改正による法定利率に関する規定の見直しに伴い、必要な改正を行うものであります。また、

高砂市市営住宅再生マスタープランに基づき解体を行う北山住宅の設置戸数の変更に伴い、必要な改正を行うものであります。

高議第20号につきましては、高砂市病院事業の設置等に関する条例において、現状の診療実績及び国の医療政策を鑑み、病床数を200床未満に削減することにより収益改善を図るため、病床数について必要な改正を行うものであります。

高議第21号につきましては、高砂市民病院使用条例において、高砂市病院事業の設置等に関する条例の一部改正により病床数を200床未満に削減することに伴い、初診時保険外併用療養費を徴収できなくなるため、必要な改正を行うものであります。

(2) 令和元年度分

また、令和元年度分としまして、事件議案1件、条例議案2件、予算議案8件を提案しております。

まず、事件議案であります。

高議第7号につきましては、平成30年9月定例市議会で工事請負契約の締結としてご承認いただきました松村川防潮水門建設工事において、隣接する排水機場建設工事との施工手順などを調整した結果、施工性や安全性から仮設工を変更する

必要が生じたことにより、変更契約が生じるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

次に、条例議案であります。

高議第8号につきましては、高砂市医療費助成条例において、地方税法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めるものであります。

高議第9号につきましては、高砂市福祉事務所設置条例において、社会福祉法の規定による福祉に関する事務所の所員の定数を定めるため、必要な改正を行うものであります。

次に、予算議案であります。

各会計において、年度末での精査をしており、主なものについてご説明いたします。

まず、一般会計であります。

総務費では、コミュニティセンター整備事業におきまして、早急に補修する必要があるため、高砂地区コミュニティセンターの屋上防水改修工事に要する経費を計上しておりますが、年度内での執行が困難であるため、繰越明許費をお願いしております。

衛生費では、病院事業におきまして、年度末において資金不足が見込まれることから、補てんのため繰出金の増額補正をお願いしております。

労働費では、勤労者総合福祉センター整備事業におきまして、早急に補修する必要があるため、玄関ポーチの屋根防水改修工事に要する経費を計上しておりますが、年度内での執行が困難であるため、繰越明許費をお願いしております。

土木費では、河川改良事業におきまして、国の補正予算を確保できる見通しとなり、鹿島川・松村川治水対策整備工事に要する経費を計上しておりますが、年度内での執行が困難であり、また、松村川護岸改修工事及び排水機場、防潮水門建設工事では、地元調整、資材調達に日数を要したことにより、年度内での執行が困難であるため、繰越明許費をお願いしております。

都市計画費では、連続立体交差推進事業におきまして、播磨臨海地域道路において4ルート帯が示されたこと及び高砂駅南地区のまちづくりを踏まえた道路網を想定した将来交通量推計の検証を兵庫県が行うため市の負担金を計上しております。

教育費では、情報環境整備事業におきまして、国の補正予算を活用し、各小中学校の情報通信ネットワーク環境を整備し、ICTを活用した学習活動の充実を図るために、校内の無線LAN等の

整備委託料をお願いしておりますが、年度内での執行が困難であるため、繰越明許費をお願いしております。

なお、児童生徒用端末については、現在兵庫県が県下各市町分をとりまとめ共同調達する予定をしており、詳細が決まり次第、必要となる予算を追加提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、特別会計であります。

国民健康保険事業特別会計では、保険給付費において、当初の見込みを上回るため、増額補正をお願いしております。

介護保険事業特別会計では、地域自立生活支援事業におきまして、2市2町の共同で実施しておりました緊急通報システムを7月末で終了し、8月から市単独で事業を行うため、債務負担行為をお願いしております。

これら補正予算の財源としましては、市税、国庫支出金、県支出金、財産収入、市債等をもって充てることとしております。

4. むすび

審議に際しましては、各担当からより詳しく説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会期中におきまして、条例議案として、高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、人事案件として、固定資産評価審査委員会委員を選任するにつき同意を求めることについて、教育委員会委員を任命するにつき同意を求めることについて、追加提案を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。